

# 地域主権改革

---

総務大臣

内閣府特命担当大臣  
(地域主権推進)

原口一博

# 「中央集権」から「地域主権」

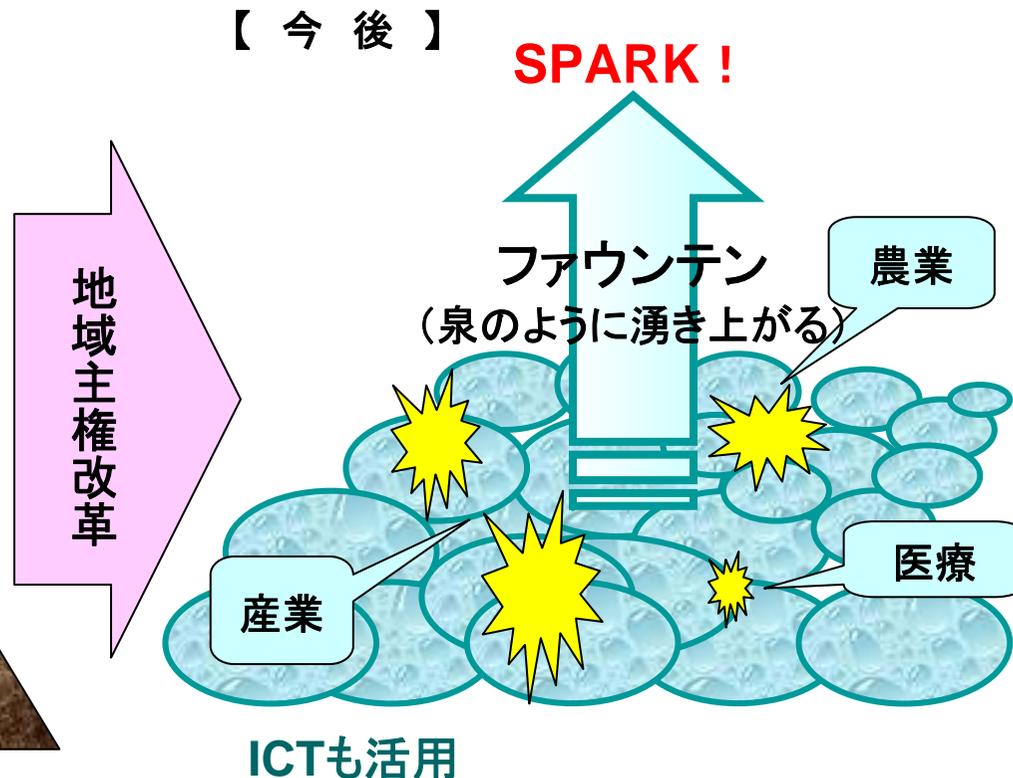
【現状】



【ピラミッド型】

国からの富の配分に依存  
変化に弱い

【今後】



【アメーバ型】

多様な市町村が多様な行政分野で  
刺激し合い **SPARK!**

創富力UP

# 住民中心の行政へ

地域住民に一番身近な  
市町村(基礎自治体)への  
権限移譲を進めることで...

地域  
主権  
改革



## 市町村における総合行政の実現

### 市町村： 行政サービスの最前線

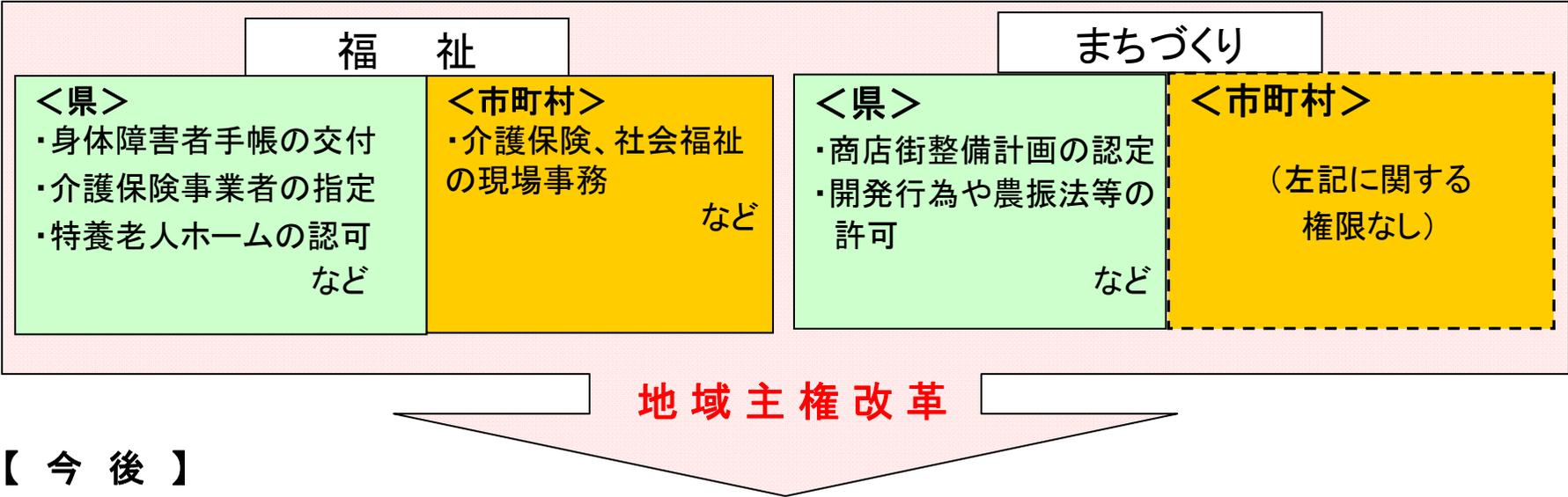
- ・ 地域の実情、住民の要望を知っている。
- ・ 住民と協働して「新たな公共」を創り出す。

- ① 暮らしといのちをトータルに支える行政
- ② ソフト(福祉)とハード(まちづくり)によるシナジー効果
- ③ スピーディーできめ細かなサービス
- ④ 「新しい公共」に必要な権限移譲
- ⑤ 地方公務員のやる気と能力の向上

住民満足度の向上へ

# 高齢者や障がい者の支援策（福祉、まちづくり等）

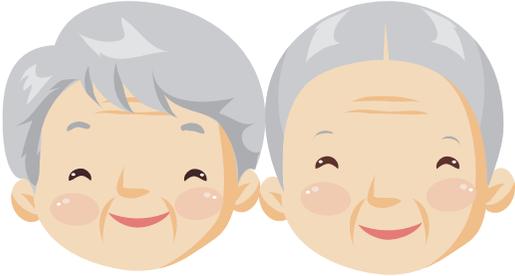
【 現 状 】 …事務権限が県と市町村に分かれている



身近な市町村で、高齢者・障がい者の暮らしをトータル・サポート！

・高齢者・障がい者支援もトータルにサポート

・問合せ先や相談先もより身近でわかりやすく



・行政と住民の協働による福祉のまちづくり

・よりスピーディーなサービス

# 子育て支援策（福祉、保健、教育等）

【 現状 】 …事務権限が県と市町村に分かれている

| 福 祉   |  | まちづくり   |   |
|---|--|---|---|
| <b>&lt;県&gt;</b><br>・私立保育所の認可<br>・母子福祉資金の貸付<br>・障がい者福祉サービス事業者の指定 など | <b>&lt;市町村&gt;</b><br>・公立保育所の運営、各種子育て事業、社会福祉の現場事務 など | <b>&lt;県&gt;</b><br>・再開発事業計画の認可<br>・開発行為や農振法等の許可 など | <b>&lt;市町村&gt;</b><br>（左記に関する権限なし）      |
| 保 健   |  | 教 育   |   |
| <b>&lt;県&gt;</b><br>・未熟児の訪問指導 など                                    | <b>&lt;市町村&gt;</b><br>・妊婦健診、乳幼児訪問指導 など               | <b>&lt;県&gt;</b><br>・小中学校の学級編制基準、教職員定数の決定、教職員の任命 など | <b>&lt;市町村&gt;</b><br>・幼稚園や小中学校の設置管理 など |

地域主権改革

【 今 後 】

身近な市町村で、総合的な子育て支援を切れ目なく！

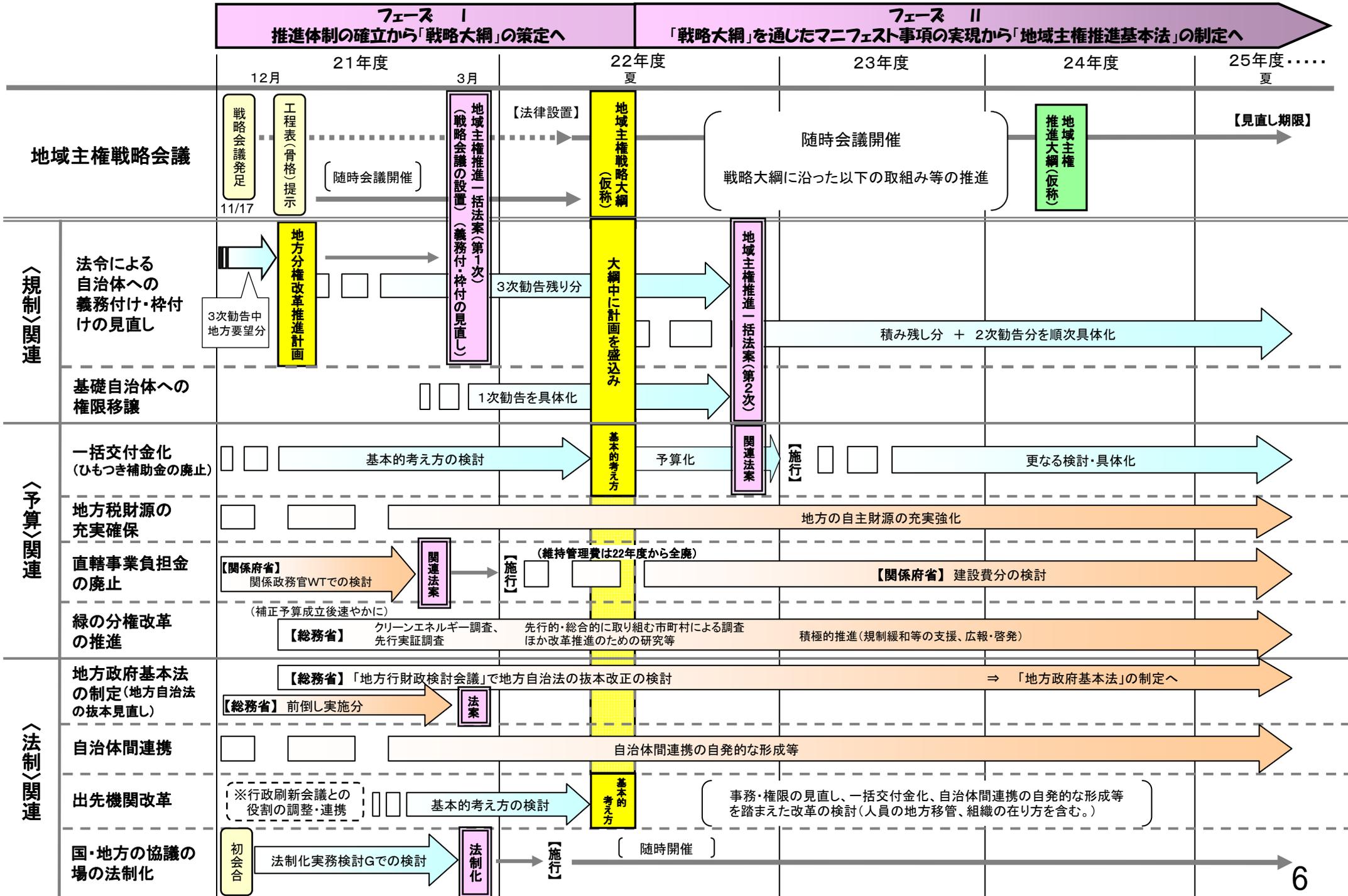
- ・妊娠～出産～育児までトータルにサポート
- ・地域の実情に合った教育



- ・待機児童の解消へ
- ・総合的な子育て支援の基盤整備



# 地域主権戦略の工程表(案)【原ロプラン】



## 1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

### (1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義…日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

#### ① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

#### ② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】: 15人以内

議長…内閣総理大臣

議員…内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、  
内閣総理大臣が指定する国務大臣、  
内閣総理大臣が任命する有識者 など

#### ③ その他

- ・ 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- ・ 改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

### (2) 義務付け・枠付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、関係する41法律を一括改正(別紙参照)

## 2. 国と地方の協議の場に関する法律案

### ① 構成・運営

- ・ 議員…国:内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣  
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》  
地方:地方六団体代表(各1人)《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員…議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

### ② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

### ③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

### ④ 分科会

- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

### ⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

### ⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

## 1. 概要

### 改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ①施設・公物設置管理の基準
- ②協議、同意、許可・認可・承認
- ③計画等の策定及びその手続 等

関係法律を一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

### 改正後

例えば、

- ①'国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ②'国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③'計画等の策定義務を廃止へ

### 〔改正の概要(例)〕

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉法)
- 公営住宅の整備基準及び収入基準(公営住宅法)
- 道路の構造の技術的基準(但し設計車両等の基準を除く)(道路法)
- 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする(学校教育法)

を地方自治体の条例に委任

(国の基準は基本的に「参酌すべき基準」化)

## 2. 施行日等

- ①直ちに施行できるもの→公布日
- ②政省令等の整備が必要なもの→公布の日から起算し3月を経過した日
- ③地方自治体の条例整備が必要なもの、事業年度単位での施行が必要なもの→平成23年4月1日 等

○福祉施設の基準について、関係法律の施行の状況等を勘案し、基準の在り方について見直し検討

# 地域主権推進一括法の改正概要（義務付け・枠付けの見直し関係）

平成22年6月

内閣府地域主権戦略室

## 1.施設・公物設置管理の基準

＜現行＞

＜見直し後＞

施設基準は政省令で規定

・施設等基準は条例で規定  
・政省令は条例制定の基準へ

### (1)「従うべき基準」の例

福祉施設（児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等）  
○職員の資格及び数（例：保育士等の配置基準等）  
○居室面積等（例：ほふく室3.3㎡以上等）  
○サービスの適切な利用等に関する事項（例：虐待等の禁止、秘密保持等）※附則第43条に検討規定

### (2)「標準」の例

①養護老人ホーム等：利用者数  
②保育所：居室面積（但し、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間）

### (3)「参酌すべき基準」の例

①福祉施設：「標準」及び「従うべき基準」以外の基準（例：保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等）  
②職業能力開発施設：施設外訓練等の実施の基準  
③へき地手当：へき地手当の月額等  
④公営住宅：整備基準、入居収入基準  
⑤道路：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識及び警戒標識の寸法  
⑥河川：準用河川における河川管理施設等の構造基準

※「検討規定」(附則第43条)

今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設の基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 2.協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

### (1)認可の見直し

【学校教育法関係】  
○市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ  
【漁港漁場整備法関係】  
○漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ  
【港湾法関係】  
○港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ  
(重要港湾等は同意協議へ)

### (2)承認の見直し

【海岸法関係】  
○海岸保全施設の工事に係る大臣承認 → 同意協議へ

### (3)同意協議等の見直し

【森林病害虫等防除法関係】  
○高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 一部を事後報告へ  
○県防除実施基準に係る大臣協議 → 事後報告へ  
【企業立地促進法関係】  
○基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ  
【港湾法関係】  
○特定埠頭の運営の事業認定の大臣同意協議 → 事後通知へ（国有財産である港湾施設等を含む場合を除く）  
【下水道法関係】  
○流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議へ  
○公共下水道事業計画に係る大臣（知事）認可 → 協議又は届出へ  
【都市計画法関係】  
○県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ  
○市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ  
【国土利用計画法関係】  
○土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ  
【自動車NOx法関係】  
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

### 【大気汚染防止法関係】

○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ  
【ダイオキシン類対策特別措置法関係】  
○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ

### (4)協議の見直し

【災害対策基本法関係】  
○都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ  
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係】  
○学校運営協議会設置に係る県教委協議 → 廃止へ  
【文化財保護法関係】  
○国有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ  
【林業労働力の確保の促進に関する法律関係】  
○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ  
【農業改良助長法関係】  
○県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ  
【農業振興地域の整備に関する法律関係】  
○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ  
【中小企業団体の組織に関する法律関係】  
○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ  
【道路法関係】  
○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ  
【自然環境保全法関係】  
○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ  
【辺地法関係】  
○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部廃止へ

### (5)その他

【地方公営企業法関係】  
○利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等  
○企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

## 3.計画等の策定及びその手続

### (1)策定義務の規定そのものの廃止

○職階制に適合する給料表に関する計画 【地方公務員法関係】  
○資金貸付事業計画 【小規模企業者等設備導入資金助成法関係】  
○地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 【地域産業資源活用促進法関係】

### (2)策定義務の「できる規定化」等

○農山漁村電気導入計画 【農山漁村電気導入促進法関係】

○中小企業支援事業の実施に関する計画 【中小企業支援法関係】  
○消防広域化の推進計画（含：計画の内容例示化）【消防組織法関係】  
○辺地総合整備計画（含：計画の内容の一部を努力義務化等）【辺地法関係】

### (3)内容の例示化

○基本計画の内容の一部を例示化 【中心市街地の活性化に関する法律関係】  
○防災計画の内容の一部を例示化 【石油コンビナート等災害防止法関係】  
○都道府県の医療計画の内容の一部を例示化 【医療法関係】

# 地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行う。

## 1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

### (1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

### (2) 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件※についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。

### (3) 行政機関等の共同設置

行政機関等※について、共同設置を行うことができることとする。

※ 行政機関等とは

- ・ 議会事務局(その内部組織)
- ・ 行政機関
- ・ 長の内部組織
- ・ 委員会又は委員の事務局(その内部組織)
- ・ 議会の事務を補助する職員

### (4) 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

### (5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。

#### ※ 撤廃する義務付け

- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 内部組織条例の届出義務(都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事)
- ・ 予算・決算の報告義務(同上)
- ・ 条例の制定改廃の報告義務(同上)
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務(広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事)
- ・ 財産区の財産処分等の協議義務(財産区等→都道府県知事)

## 2 直接請求制度の改正

### (1) 直接請求代表者の資格制限の創設

平成21年11月18日の最高裁判決※を受け、地方自治法において、次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。

- ・ 請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員
- ・ 選挙人名簿に表示をされている者(選挙権の停止・失権、転出)
- ・ 選挙人名簿から抹消された者(死亡、国籍喪失等)

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。

### (2) 署名に関する罰則の追加

地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

## 3 施行期日

公布後3月以内において政令で定める日※

※ ただし、議決事件の範囲の拡大は公布後1年以内において政令で定める日

## 第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

## 第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

## 第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

## 第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

## 第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

## 第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

## 第7 直轄事業負担金の廃止

## 第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

## 第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

## 第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

# 「義務付け・枠付けの見直し(第2次見直し)」の概要について

平成22年6月

- ✓ 第2次見直しにおいて83%の実施率を達成(項目ベース)
- ✓ 分権委員会第3次勧告に対し84%の実施率を達成(項目ベース)

## 〔1. 第1次・2次見直しの状況〕

|        | 第3次勧告対象 |           |                      |       |           |                      | 第2次勧告対象 |       | 合計    |       |
|--------|---------|-----------|----------------------|-------|-----------|----------------------|---------|-------|-------|-------|
|        | 項目ベース   |           |                      | 条項ベース |           |                      | 見直し実施   |       | 見直し実施 |       |
|        | 見直し対象   | 見直し実施     |                      | 見直し対象 | 見直し実施     |                      | 項目ベース   | 条項ベース | 項目ベース | 条項ベース |
| 第1次見直し | 66      | 59        | 44<br>15             | 141   | 103       | 65<br>38             | 4       | 18    | 63    | 121   |
| 第2次見直し | 370     | 308 (83%) | 209<br>99            | 748   | 528 (71%) | 434<br>94            | 0       | 10    | 308   | 538   |
| 合計     | 436     | 367 (84%) | 上段：勧告実施<br>下段：勧告一部実施 | 889   | 631 (71%) | 上段：勧告実施<br>下段：勧告一部実施 | 4       | 28    | 371   | 659   |

## 〔2. 第2次見直しの主な例〕

### (1) 施設基準の条例委任等～自治体の条例制定権の拡大へ

- ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
- ・職業訓練の基準の条例委任
- ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
- ・都市公園の配置・規模等の基準の条例委任

### (2) 国・県の関与を廃止・見直し～自治体の自立性の強化へ

- ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
- ・有料道路の料金変更等に係る大臣許可等を廃止
- ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
- ・鳥獣保護区における事業に係る大臣同意協議の同意を廃止

### (3) 計画の策定義務等を廃止・見直し～自治体の判断で計画的な行政執行の実現へ

- ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
- ・地域再生計画の内容の例示化等
- ・山村振興計画の策定義務の廃止
- ・グリーンツーリズム基本方針の策定義務の廃止

今後の課題

- ◇ 第3次勧告の実現に向けて引続き検討
  - ◇ 第2次勧告の義務付け・枠付け(第3次勧告対象を除く)の見直しを進める
- これらの見直しを進めるに当たり地方団体の意見も聞き、計画的に取り組む

# 地域主権戦略大綱における「基礎自治体への権限移譲」

分権委員会第1次勧告に対し、72%の実施率を達成(項目ベース)

|          | 項目ベース |            |   | 条項ベース |            |    |
|----------|-------|------------|---|-------|------------|----|
|          | 検討対象  | 権限移譲等を行うもの | ※ | 検討対象  | 権限移譲等を行うもの | ※  |
| 第1次勧告事項分 | 82    | 59(72%)    | 6 | 384   | 207(54%)   | 34 |
| 追加分      | —     | 3          | — | —     | 10         | —  |
| 合計       | —     | 68         |   | —     | 251        |    |

※:一定の条件を満たせば権限移譲を行うもの

## 〔権限移譲等を行うものの主な例〕

### 1. すべての市町村へ移譲する事務

- ・町・字の区域の新設等の届出受理
- ・未熟児の訪問指導
- ・育成医療費の支給認定
- ・農地等の権利移動の許可
- ・三大都市圏等の用途地域、市町村道(4車線以上)や公園・緑地(10ha以上)等に係る都市計画決定

### 2. すべての市へ移譲する事務

- ・家庭用品販売業者への立入検査
- ・墓地、納骨堂、火葬場の経営許可
- ・緑地面積率に係る地域準則策定
- ・都市計画施設の区域内における建築許可
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定

### 3. 特例市へ移譲する事務

- ・一般粉じん発生施設設置の届出受理、立入検査

### 4. 指定都市及び中核市へ移譲する事務

- ・有料老人ホーム設置の届出受理

### 5. 指定都市へ移譲する事務

- ・特定非営利活動法人の設立認証
- ・区域区分(市街化区域と市街化調整区域の線引き)に係る都市計画決定

### 6. 保健所設置市へ移譲する事務

- ・旅館、理・美容所などの衛生措置基準の設定

### 7. その他

- ・町村による都道府県道の管理

- ◆円滑な権限移譲を実現するため、国、都道府県は、確実な財源措置や円滑な引継、研修等により、適切にサポート
- ◆第1次勧告の事務のうち、残されたものの移譲の実現に向け、引き続き検討

## 出先機関改革の今後の展開

－「地域主権戦略大綱」(H22. 6. 22閣議決定)の「第4 国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)」より－

### 改革に取り組む基本姿勢

【改革の理念】…「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担を見直し、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域の行政を地方自治体が自主的・総合的に実施

◇出先機関改革の3つの観点…①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保

### 改革の枠組み

#### 【進め方の基本】

改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直し、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等

→ 組織の廃止・整理・合理化等の結論

#### 【国と地方の役割分担の考え方】

- ・「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担う。
- ・国は、国が本来果たすべき役割(地方自治法第1条の2第2項)を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

#### 【個々の事務・権限の取扱い】

- ・国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、個々の事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方自治体に移譲
- ・地方の発意による選択的实施や広域の実施体制の整備状況をも考慮の上、地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理(「事務・権限仕分け」)を実施

#### 【例外】／以下に掲げるものなど、真にやむを得ないものに限定

- ①域外権限の付与、自治体間連携などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障
- ②必要に応じて事務処理等の基準を定める等によってもなお、各自治体の対応の相違等により著しい支障
- ③必要に応じて事務処理等の基準を定める等によってもなお、国民の生命・財産に重大な被害
- ④的確な執行体制(人材、予算、知見の集積等)の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率

#### 【勘案すべき事項】

- ①国民・住民のニーズや利便性
- ②地方の自主性・自立性の発揮
- ③地方自治体による総合行政の確立

#### 総合勘案

#### 【財源・人員の取扱い】

(財源の取扱い)改革の理念に沿って、事務・権限の地方自治体への移譲及び人員の移管等に伴う財源の確保措置

(人員の移管等の取扱い)人材活用の観点から、雇用と公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、人員の移管等の仕組みを検討・構築

- ①国と地方の関係者による横断的な体制を整備
- ②人材の移管等にあたり必要な枠組み・ルール等の構築

#### 【柔軟な取組み】

- ・地方の発意による選択的实施による仕組みを検討・構築
- ・自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に応じて事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せ検討・構築

### 【今後の改革の進め方】

#### 事務・権限仕分けの進め方

##### 【自己仕分け】

所管する出先機関の事務・権限仕分けを各府省自ら実施。本年8月末までに地域主権戦略会議に結果を報告

##### 【地域主権戦略会議における事務・権限仕分け】

地域主権戦略会議は、「自己仕分け」の内容を精査し、会議としての仕分けを実施

##### 【事務・権限仕分けのパターン】

- A：地方自治体へ移譲するもの
- a 全国一律・一斉に移譲
  - b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲
    - ① 現行の行政区域を前提
    - ② 広域的实施体制の整備を前提
- B：個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえ判断するもの
- a ① 現行の行政区域を前提
  - ② 広域的实施体制の整備を前提
- C：国に残すもの
- a 独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討
  - b 本府省への引上げを検討
  - c 引き続き出先機関の事務・権限
- D：廃止・民営化するもの

#### アクション・プラン(仮称)の策定

- ・個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針、その実現に向けた工程やスケジュール、組織の在り方を明らかにする「アクション・プラン(仮称)」を年内目途に策定
- ・地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討
- ・23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施

# 一括交付金化の基本的考え方(地域主権戦略大綱 概要)

## 趣旨

- ・国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする。
- ・各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、住民自身が考え、決めることができるようデザイン。

## 対象範囲

- ・一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・補助金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象。
- ・一括交付金化の対象となる補助金等であっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、3～5年の期限を設定した上で、特定補助金として許容するものを設ける。
- ・対象としない補助金等は、最小限に限定。

### 【対象外】

- ・災害復旧
- ・国家補償的性格のもの
- ・地方税の代替的性格のもの
- ・国庫委託金
- ・特定財源が国費の原資であるもの等

- < 社会保障・義務教育関係 >
- ・保険・現金給付に対するもの
  - ・地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等

### ・実施手順

- 投資に係る補助金等：平成23年度以降段階的实施
- 経常に係る補助金等：平成24年度以降段階的实施

## 制度設計

### < 括り方 >

- ・できる限り大きいブロックに括る。
- ・ブロックごとに用途を自由化。

### < 地方の自由度拡大と国の関わり >

- ・国の事前関与を縮小し事後チェックを重視。
- ・地方公共団体における事後評価の充実。
- ・国によるPDCAサイクルを通じた制度の評価・改善。

### < 配分・総額 >

- ・地方の安定的な財政運営に配慮。
- ・効率的・効果的な財源の活用。
- ・事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いる。
- ・継続事業や団体間・年度間の変動に配慮。
- ・条件不利地域等に配慮。
- ・総額は、一括交付金化の対象となる補助金等の必要額により設定。

## 導入手順

- ・地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討。
- ・予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定。
- ・国と地方の協議の場等において地方と協議。

# 緑の分権改革

## 1 緑の分権改革とは

- 地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。
- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

## 2 地域主権改革と緑の分権改革

- 地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等を目指す。これらにより、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるもの。
- 緑の分権改革とは、このように行財政制度を地域主権型に改革していくことにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことにより、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような社会システムの構築を目指すもの。

# 「緑の分権改革」の推進による地域の成長 (出典)原ロビジョン

